

《関係法令》法第 28 条、一般則第 72 条、74 条、液石則第 70 条、72 条

1 説明

高圧ガスを販売する販売業者は、販売所ごとに、次の表の左欄に掲げる「販売所の区分」ごとに製造保安責任者免状*¹又は販売主任者免状*²の交付を受けている者であって、同表の右欄に掲げる「ガスの種類」のうち一種類以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する 6 月以上の経験を有する者等のうちから、販売主任者を選任し届け出なければなりません。

*¹ 製造保安責任者免状

- 一般則：甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状
- 液石則：甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学責任者免状（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状を除く。）

*² 販売主任者免状

- 一般則：第一種販売主任者免状、液石則：第二種販売主任者免状

販売所の区分	ガスの種類
一般則第 72 条	
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

液石則第 70 条

液化石油ガスの販売所	液化石油ガス 「販売に関する 6 月以上の経験」に、 液化石油ガスを直接取り扱うことなく、 販売取次のみを行っている販売所の 経験を含めても差し支えない。 この場合、同じ販売方式の販売所 においてのみ販売主任者に選任できる。
------------	--

2 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

3 様式及び添付書類

様式 一般則・・・様式第 3 5、液石則・・・様式第 3 4

○ 添付書類例

- ・製造保安責任者免状又は販売主任者免状の写し（解任の場合は添付不要）

4 手数料

なし。

5 記入例

「別紙 記入例」のとおり。